

別表 評価基準

この評価基準は、現在の指導監督基準に沿って、立入調査の結果について文書指導を行うべきものと口頭指導による対応が可能なものに整理したものである。

○判定の内容

判定区分	内 容
A	指導監督基準を満たしている事項
B	指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの
C	指導監督基準を満たしていない事項で、B判定以外のもの

○指導の基準

B判定の事項については口頭指導により対応することとし、C判定の事項については文書指導により対応することを原則とすること。ただし、B判定に該当する事項であっても、以前の立入調査において指摘がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指摘がなされる場合など、児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うものとする。

○改善結果

指導事項に対する改善結果を記録するものとし、表記は改善、未改善で記入すること。